

## ◆ 特別掲載 ◆

# 「規律委員会規則」の一部改正について

日本証券アナリスト協会  
規律・企業情報開示部

## 目 次

1. 改正の概要
2. 改正の主旨
3. 施行期日

「規律委員会規則」は、規律委員会の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものである。本稿では、2026年3月18日開催の理事会で決議された同規則の一部改正（懲戒手続に係る第8条関係）について、その概要及び主旨等を紹介する。また、本改正に関しては規律委員会において会員の職業倫理意識の向上に向けたメッセージが取りまとめられているので、併せて掲載し会員に周知することとしたい。

## 1. 改正の概要

規律委員会規則第8条第1項の次に、規律委員会委員長が懲戒対象となる蓋然性が高い会員からの退会届の不受理を事務局に求めることができる旨の規定を加え、第2項とした。併せて、これに伴う項ずれなど所要の規定の整備を行った（新旧対照は参考）。

## 2. 改正の主旨

定款第11条第2項（注）においては、当協会が会員の職業倫理に関する情報を入手したことを当該会員に通告した以降は、規律関係の一連の手続きが終了するまでの間は退会届を受理しないこと

ができるとされている。

この規定は、会員が職業倫理に抵触する恐れがある場合に、任意退会することを防止するために設けられたものであったが、定款では具体的にどの段階で会員に通告するかは明記されておらず、また規律委員会規則にも関連規定がないこと等から、これまでは、懲戒手続の事前審査開始を会員に通知する段階で、併せて定款に定める情報入手の通告を行うとの運用を行ってきた。

しかしながら、先般、金融商品取引法違反事案に関与した会員が規律上の手続きを免れるために退会したとも思われる事案が発生した（当該会員に対する事前審査開始の通知及び情報入手の通告を検討する際に、既に退会していたことが判明したもの）。

（注） 公益社団法人日本証券アナリスト協会定款（抄）

第11条 正会員及び賛助会員は、会長に退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本会が会員の職業倫理に関する情報を入手したことを当該会員に通告した以降、本件情報に関して必要な一連の手続きが終了するまでの間は、当該会員の退会届は受理しないことができる。

上記を踏まえ、規律上の手続を定める規律委員会規則において、委員会（委員長）として情報入手の通告をすることを事務局に求める場合を具体的に明記し、情報入手の通告が遅れて懲戒処分を受けるべき会員が規律上の手続を経ることなく退会することを防止するための所要の手当を行っ

たものである。

### 3. 施行期日

2026年3月18日

## 参考

### 規律委員会規則（新旧対照）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>昭和62（1987）年7月8日制定 2026年3月18日最終変更</p> <p>（懲戒手続）</p> <p>第8条 委員会は、事務局をして会員の規律に関する情報の入手に努めさせるものとする。委員長は、入手した情報に基づき委員会が懲戒に関する審査を開始する相応の事由があるか否かにつき、委員長の指名する委員1名及び事務局に、事前審査を行わせるものとする。この場合、当該情報に係る会員又は関係者から、文書もしくは口頭による説明、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>2 委員長は、会員について、事前審査の実施の要否について検討を行うこととした場合、重要犯罪についての関連有罪判決があったこと又は公訴提起の対象となったことを把握した場合その他相当と認める事由があると判断する場合には、定款第11条第2項の規定により当該会員に対して職業倫理に関する情報を入手したことを通告するよう事務局に求めることができる。</u></p>	<p>昭和62（1987）年7月8日制定 2022年11月15日最終変更</p> <p>（懲戒手続）</p> <p>第8条 委員会は、事務局をして会員の規律に関する情報の入手に努めさせるものとする。委員長は、入手した情報に基づき委員会が懲戒に関する審査を開始する相応の事由があるか否かにつき、委員長の指名する委員1名及び事務局に、事前審査を行わせるものとする。この場合、当該情報に係る会員又は関係者から、文書もしくは口頭による説明、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>3 委員長は、事前審査の結果に基づき、委員会において定款に定める懲戒事由に該当するか否かの審査の開始の要否を決定する。この場合において、審査の必要がないと判断したときは、委員長は、事案の概要及び審査を開始しないこととした理由を委員会に報告するものとする。当該報告は、委員長が適当と認めるときは、書面をもって行うことができる。</p> <p>4 委員会は、審査を行うに当たっては、当該会員に対し書面又は口頭をもって審問し、当該会員が弁明するための十分な機会を与えなければならない。ただし、当該会員が同意したときは、第1項の事前審査をもって審問に代えることができる。</p> <p>5 当該会員は、前項の審問のため委員会への出頭を求められたときは、他の会員のうちからあらかじめ委員長に届け出た2名以内の補佐人とともに出席することができる。口頭をもってする審問は、委員長の指名する委員3名がこれに当たり、その結果を委員会に報告する。ただし、事前審査をもって審問に代えるときは、事前審査結果に基づいて報告することができる。</p> <p>6 前各項に定める場合のほか、委員会は必要と認めるときは、関係者に対し、説明、資料の提出又は委員会への出席を求めることができる。</p> <p>7 委員会は、審査手続きを終了したときは、すみやかに、事案について議決を行う。</p>	<p>2 委員長は、事前審査の結果に基づき、委員会において定款に定める懲戒事由に該当するか否かの審査の開始の要否を決定する。この場合において、審査の必要がないと判断したときは、委員長は、事案の概要及び審査を開始しないこととした理由を委員会に報告するものとする。当該報告は、委員長が適当と認めるときは、書面をもって行うことができる。</p> <p>3 委員会は、審査を行うに当たっては、当該会員に対し書面又は口頭をもって審問し、当該会員が弁明するための十分な機会を与えなければならない。ただし、当該会員が同意したときは、第1項の事前審査をもって審問に代えることができる。</p> <p>4 当該会員は、前項の審問のため委員会への出頭を求められたときは、他の会員のうちからあらかじめ委員長に届け出た2名以内の補佐人とともに出席することができる。口頭をもってする審問は、委員長の指名する委員3名がこれに当たり、その結果を委員会に報告する。ただし、事前審査をもって審問に代えるときは、事前審査結果に基づいて報告することができる。</p> <p>5 前各項に定める場合のほか、委員会は必要と認めるときは、関係者に対し、説明、資料の提出又は委員会への出席を求めることができる。</p> <p>6 委員会は、審査手続きを終了したときは、すみやかに、事案について議決を行う。</p>
<p>(理事会への報告)</p> <p>第9条 委員会は、<u>前条第7項</u>の議決において、当該会員の行為が定款に定める懲戒事由に該</p>	<p>(理事会への報告)</p> <p>第9条 委員会は、<u>前条第6項</u>の議決において、当該会員の行為が定款に定める懲戒事由に該</p>

改正後	改正前
<p>当すると判断したときは、すみやかに、書面をもってその内容及び理由を、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(注意)</p> <p>第10条 委員長は、<u>第8条第7項</u>の議決において、当該会員の行為が定款に定める懲戒事由には該当しないが、会員の職業倫理に照らして不適當と判断したときは、事由を示して口頭又は文書による注意を行うことができる。</p> <p>(再入会の審査)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p>第12条 委員会は、<u>第5条第2項</u>及び<u>第8条第5項</u>に定める場合のほか、代表理事及び事務局から説明、意見を求め、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p>	<p>当すると判断したときは、すみやかに、書面をもってその内容及び理由を、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(注意)</p> <p>第10条 委員長は、<u>第8条第6項</u>の議決において、当該会員の行為が定款に定める懲戒事由には該当しないが、会員の職業倫理に照らして不適當と判断したときは、事由を示して口頭又は文書による注意を行うことができる。</p> <p>(再入会の審査)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委員以外の出席)</p> <p>第12条 委員会は、<u>第5条第2項</u>及び<u>第8条第4項</u>に定める場合のほか、代表理事及び事務局から説明、意見を求め、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p>

改正後全文



---

## 規律委員会規則の一部改正にあたって（規律委員会メッセージ）

---

2026年3月18日

公益社団法人日本証券アナリスト協会

規律委員会

### 1. 規律委員会規則の一部改正の趣旨

「証券アナリスト職業行為基準」の制定（1987年7月）以降、同職業行為基準の拡充を含め会員の職業倫理を高めるための措置を適宜整備してきたところであるが、近時、東京証券取引所の市場再編に関する非公開情報の営業活動への利用や金融商品取引法が禁止する重要犯罪である安定操作取引規制の違反行為への関与など、会員による職業行為基準に違反する事案が少なからず発生している。

このような事案も踏まえ、2024年3月に職業行為基準が改正され、会員が関係法令や職業行為基準に違反したり、違反行為に関与することがないように、改めて周知・徹底された（当該改正に関する解説記事を「証券アナリストジャーナル」（2024年6月号）に掲載、また「証券アナリスト職業行為基準実務ハンドブック」を2024年10月に改訂）。

規律委員会としても、定款および規律委員会規則にのっとり厳正に対応してきたところであるが、先般、このような不祥事案に関与した会員が規律上の手続を免れるために退会したとも思われる事案が発生した。

定款第11条第2項により、日本証券アナリスト協会が会員の職業倫理に関する情報を入手したことを当該会員に通告した以降は、規律関係手続が終了するまでの間は退会届を受理しないことができるものとされているが、この事案では会員へこの通告を行うには至っていなかったため、退会する事態が生じたものである。

規律上の手続を行う場合には、予断を持たずに事実関係に基づき慎重に進めていくことは当然であるが、懲戒処分等の蓋然性が高い事案に対しては、退会届を受理することなく、規律上の手続をより柔軟かつ確実に進めるような仕組みを手当てしておくことが必要である。

特に、証券アナリストの業務に関係する金融商品取引法等に違反する重大犯罪に関与した会員に対しては、情報入手の通告を遺漏なく行うことにより、当該会員が任意に退会してしまい、懲戒手続の潜脱とみられる事態が生じないようにすることが重要である。

このようなことも踏まえ、今般の規律委員会規則の一部改正により、規律委員会として情報入手の通告を行うことを求める場合を具体的に明記して、情報入手の通告が遅れて懲戒処分を受けるべき会員が規律手続を経ることなく退会することを防止することとしたところである。

なお、規律審査にあたっては、適正な手続を踏まえ、客観的な事実関係に基づき慎重に判断していくという従来の考え方に変わりはない。

## 2. 会員の信頼性確保のために

証券アナリストとしての職業行為基準は、会員がプロフェッショナルとして自律的に遵守すべきものであるが、今回の規則改正を踏まえ、規律委員会としては、職業倫理に関する情報入手の一層の徹底を図ることとしており、今回の改正が会員の職業倫理に対する意識の更なる向上に資するものとなり、社会における会員への信頼性確保につながることを期待している。

もとより、会員特に検定会員の信頼性確保は、このような規律上の対応だけでできるものではなく、会員が自らのスキルを向上させ、企業や産業に関する深い理解、政治・経済等に関する幅広い知見や洞察などにより的確に業務を遂行していくことが重要である。しかし、会員のそのような業務遂行のベースには、プロフェッショナルとしての高い職業倫理が求められるものと考えている。

規律委員会としては、証券アナリストを巡る環境等も踏まえながら、今後も会員の信頼性確保や認定資格の価値の保持を重視する観点から、「証券アナリスト職業行為基準」及び「証券アナリスト職業行為基準実務ハンドブック」のアップデートについて不断に検討していくほか、規律上の対応を的確に実施できるよう規律委員会規則の適切な運用等に努めていくこととしたい。

以上